

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年7月6日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100271号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200006号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月から同年10月までの標準報酬月額を8万8,000円とすることが必要である。

令和元年6月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和元年6月30日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月30日から同年11月1日まで

私は、A社が経営していた飲食店「B」のC店にパート社員として勤務していた期間のうち令和元年5月から令和2年6月まで厚生年金保険に加入していたはずであったが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和元年6月30日となっていたことが判明したため、同社の給料明細書を提出し、年金記録の訂正請求を行った。その後、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、事業所から提出された届出書に基づき年金事務所において令和2年7月1日に訂正されたが、当該訂正された期間のうち請求期間については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、請求期間について、17万円又は16万円の標準報酬月額で保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正届)(以下「資

格喪失届（訂正届）」という。）並びにオンライン記録によると、請求者の喪失年月日を令和元年6月30日とする資格喪失届が令和3年8月3日に日本年金機構D年金事務所で受け付けられた後、喪失年月日を令和元年6月30日から令和2年7月1日に訂正する資格喪失届（訂正届）が令和3年12月7日に日本年金機構E広域事務センターで受け付けられ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和元年6月30日から令和2年7月1日に訂正されているところ、請求期間については、当該資格喪失届（訂正届）が受け付けられた時点において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、請求者から提出されたA社の給料明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は資格取得時の報酬月額若しくは標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られないが、前述の資格喪失届（訂正届）が令和3年12月7日に受け付けられた時点において、請求期間については、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。